

児童名		クラス		担当者名	
-----	--	-----	--	------	--

基準点	(父)	(母)	調整点	(加)	(減)	合計点	
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

1. 選考基準表

入所基準		基準項目	点数	☒
① 就労 (自営業事業主を含む)		月160時間以上、就労している	10	
		月140時間以上、就労している	9	
		月120時間以上、就労している	8	
		月96時間以上、就労している	7	
		月64時間以上、就労している	6	
② 自営協力者 (祖父母が事業主である場合を含む)		月160時間以上、就労している	8	
		月120時間以上、就労している	6	
		月64時間以上、就労している	4	
② 内職		月120時間以上、就労している	5	
		月64時間以上、就労している	3	
③ 妊娠・出産等		出産予定日の前後2ヶ月間	7	
		出産予定日の前後2ヶ月間に該当し、その後育児休業を取得する場合	2	
④ 病気 心身障がい	入院・居宅療養	入院が1ヶ月以上にわたると見込まれる・常時病臥	10	
		常に安静を要する自宅療養	7	
		上記以外の一般療養	4	
	心身障がい者	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級	10	
		身体障がい者手帳3級、療育手帳B1、精神障がい者保健福祉手帳2級	7	
		身体障がい者手帳4級以下、療育手帳B2、精神障がい者保健福祉手帳3級	5	
⑤ 同居親族の介護 同居親族の看護 同居していない親族の介護 同居していない親族の看護		常時介護・看護を必要とする場合(要介護4・5程度、月120時間以上の介護・看護、長期入院を含む)	8	
		一部介護・看護を必要とする場合(要介護2・3程度、月64時間以上の介護・看護、長期入院を含む)	5	
		常時介護・看護を必要とする場合(要介護4・5程度、月120時間以上の介護・看護、長期入院を含む)	6	
		一部介護・看護を必要とする場合(要介護2・3程度、月64時間以上の介護・看護、長期入院を含む)	3	
⑥ 災害		災害(火災・風水害・地震等)復旧にあたっている	10	
⑦ 内定 内定・就労時間不足 求職中等		月160時間以上の就労に内定	6	
		月120時間以上の就労に内定	4	
		月64時間未満の就労、月64時間以上の就労に内定、または就職に必要な技能取得のため、学校等に就学予定	2	
		上記以外の内定、就学予定、求職中である	1	
⑧ 就学		月64時間以上、就職に必要な技能取得のため、職業訓練所・学校等などに通っている	5	
⑨ 児童虐待・DV等		児童虐待・養育放棄等で特に保育にかかる緊急度が高いと判断したとき	10	
⑩ 市長が認める事由		上記に掲げるもののほか、上記に類するものとして市長が認める事由に該当するとき	5	

- 基準点については、父母それぞれでもっとも高い点数とする。
- 父母の合計点数で選考する。
- 就労証明書等必要書類の提出がない場合は、求職中とみなす。
- 10「市長が認める事由」は、両親のうちどちらか一方のみの基準とする。
- 提出された就労証明書で判断する。
- 自営業事業主で自営の証明書類(確定申告書、営業許可証、開業届等)の提出がない場合は、自営協力者とみなす。

2. 保育所入所選考基準調整表

基準項目 ※1		調整点	☒
1	ひとり親家庭、またはそれに準ずる家庭 ※2	+13	
2	市内の保育施設に保育士として就労している、または就労を予定している場合	+11	
3	生活保護世帯	+11	
4	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要	+11	
5	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合（自己都合による退職は除く）	+5	
6	別々に入所中の兄弟姉妹（1号認定を除く）をいずれかの在園保育施設にそろえるための転園※3	+3	
7	入所している兄弟姉妹（1号認定を除く）と同一の保育所等の利用を希望する場合 ※4	+2	
8	多胎児の申請	+2	
9	育児休業あけ	+1	
10	子ども（申請児の兄弟、姉妹）が障がい有する＜手帳等を有する、または施設等に通園している＞	+1	
11	当該児童（市内在住児）を認可外保育施設等に月64時間以上、有償で預けているもの（求職中・育休中を除く）	+1	
12	転園希望をするもの（同一園の1号認定から2号認定の変更及び地域型保育事業の卒園児を含む）	+1	
13	本市より委託している広域の保育施設に入所している児童の市内保育施設への転園	+1	
14	兄弟・姉妹3人以上の同時申請及び兄弟・姉妹が2人以上施設を利用しており3人目以降の申請	+1	
15	利用希望日が属する年度の前年度の4月に入所を希望していたが、入所できなかった場合 ※5	+1	
16	過年度における保育料・食材料費の滞納があり、納付の督促に対して正当な理由なく応じない時	-20	
17	正当な理由なく保育施設の利用内定を辞退するなど、利用調整に支障を来たす行為を行った場合 ※6	-15	
18	引っ越しを予定していて、転入場所や転入時期が確定していないもの ※7	-10	
19	現在、求職事由で保育所、認定こども園（保育所部分）を利用しており、来月（新年度）の入所申請を求職事由で提出する場合	-5	

- ※1 加点については、該当する項目のうち、最高点の1つだけとする。
（減点については、該当する項目のすべてにおいて減点する。）
- ※2 事件係属証明書・調停期日通知書等の書類の提出があった場合に加点する。
- ※3 在園保育施設は、高石市内の施設に限る。
- ※4 在園保育施設（高石市内の保育施設）を第1希望にしている場合に限る。
- ※5 高石市内の保育施設を第1希望にしている場合に限る。
- ※6 取り下げ期間内に辞退した世帯は含まない。
- ※7 「売買契約書」、「賃貸契約書」等、高石市への転入に関する書類が提出できる場合は除く。

3. 同一点数世帯の優先順位表

優先順位	基準項目	☒
第1順位	希望順位の高いもの	
第2順位	兄弟姉妹が希望の施設に入所している（1号認定を含む）または兄弟姉妹が同時に別々の施設でも入所を希望	
第3順位	両親とも不存在またはひとり親家庭	
第4順位	保育施設に保育士として就労している、または就労を予定している場合（市外施設も含む）	
第5順位	父母それぞれについて得点化し、合計した点数が低い者から優先する	
	（1点）③妊娠・出産等 ④病気・心身障がい ⑤介護・看護 ⑥災害 ⑨児童虐待・DV等 （2点）①就労	
	（3点）②自営協力者・内職 ⑧就学 ⑩市長が認める事由 （4点）⑦内定・就労時間不足・求職中等	
第6順位	子どもが3人以上いる世帯	
第7順位	父母の就労雇用開始年月日（父母のうち就労年数の短い方で比べる。但し内定の場合は就労開始予定日とする）	

《備考》